国有財産媒介公告書

下記国有財産の売払いに係る媒介業務について公告します。

記

1 媒介業務の対象となる国有財産

物件 番号	所在地	区分	登記 地目	構造	数量	都市計画上の制	削限等	売却価格	

(注)上記財産については、売却等の事由により、既に申込みの受付を終了している場合がある。

2 申込者に必要な資格

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「法」という。)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和18年法律第43号)第1条第1項の認可を受けた金融機関であって、宅地建物取引業法第2条第2号に規定する宅地建物取引業を営むものを含む。)であること。

- 3 媒介契約の型式
 - 一般媒介契約 (明示型)
- 4 媒介契約の契約期間

契約締結の日から3か月を超えない範囲内で国が別途指定する日まで。

- 5 媒介契約の内容
 - 一般媒介契約書(案)及び業務仕様書のとおり。
- 6 申込方法

媒介業務に申し込むために必要な(1)の書類を、(4)に示すいずれかの方法により(2)宛に提出する ものとする。

- (1) 提出書類
 - ① 国有財産媒介申込書

1部

② 法第6条の規定により交付された免許証(写)

1部

③ 誓約書·役員等名簿

各1部

(2) 申込書等の提出先

福岡財務支局 小倉出張所 統括国有財産管理官 所 在 地:福岡県北九州市小倉北区城内5番1号

電話番号:093-561-0481

(3) 申込書等の提出期限 令和6年12月27日(金)

- (4) 提出方法
 - ① 持参による提出

持参により申込書等を提出する場合の受付期間は、9時から17時まで(土・日曜日及び 祝日を除く。)とする。

② 郵送による提出

郵送により申込書等を提出する場合は、申込書等を封筒に入れた上で、上記(2)の提出先宛に引受及び配達について記録できる方法によるものとする。

- ③ 上記①、②以外の方法による提出を希望する場合には、下記9の問い合わせ先に連絡すること。
- 7 申込書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の申込書等は無効とする。

8 その他

本媒介契約は、国土交通省が定めた標準媒介契約約款に基づく契約ではない。

9 問い合わせ先

福岡財務支局 小倉出張所 統括国有財産管理官

所在地:福岡県北九州市小倉北区城内5番1号

電話番号:093-561-0481

以上公告する。

令和6年10月10日

分任支出負担行為担当官 福岡財務支局小倉出張所長 名 越 久 枝

別紙

物件番号	所在地	区分	登記 地目	構造	数量 (㎡)	都市計画上の制限等	売却価格 (円)
1101	福岡県北九州市門司区大里戸ノ上2丁目10番3	土地	宅地	_	181.67	第一種中高層住居専用地域 (建蔵率60%、容積率200%)	9,860,000
1106	福岡県北九州市小倉北区中井1丁目38番28	土地	宅地	_	186.06	第一種住居地域 (建蔽率60%、容積率200%)	7,610,000